

## 広告書

京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続きに関する条例（平成26年京都府条例第15号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する産業廃棄物処理施設設置等を行うため、条例第5条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成したので、次のとおり広告します。

なお、条例第2条第5号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、京都府山城北保健所を經由して、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を弊社に提出することができます。

平成30年1月15日

有限会社キョーカン

### 1 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称及び代表者氏名	有限会社キョーカン 代表取締役 橋内 勇生
所在地	京都府宇治市白川川上り谷 81 番地の 12
連絡先	Tel : 0774-28-6900 (担当 : 門奈 邦治)

### 2 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理方式並びに処理する産業廃棄物の種類

目的	廃棄物の中継拠点を置くことで手選別でき、産業廃棄物を種類別に明確に区別し、処理の透明性と産業廃棄物の減量化を図る為。又、運搬距離や時間の短縮等、効率性や機能性が上がり、環境に配慮した事業をする為。 排出現場から直接処分施設へ少量ずつ運搬するより、当施設でまとめて運搬するとコストダウンになり、産業廃棄物排出者のコストダウンにつながる為。又、処分施設の営業時間や休日による受入れ不能が回避できる為。
計画地	京都府宇治市横島町石橋 7 番 5、8 番 5 (別図のとおり)
処理方式	手選別のみで、積替えの為の保管
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、石棉含有産業廃棄物を含む

### 3 周辺地域に該当する地域

周辺地域に該当する地域	宇治市横島 石橋地区、大町地区、幡貫地区 (計画地の敷地境界から 100 メートル以内の地域及び当該地域を含む地域団体の区域)
-------------	--

4 事業計画の周知

<p>事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間</p>	<p>縦覧の場所  <sup>一ノ坪</sup>                  三軒家町内会 集会所 (宇治市宇治<del>兵庫</del>)                  (有)キョーカン 本社 (宇治市白川川上り谷 81 番地の 12)                  宇治市役所 環境企画課 (宇治市宇治<del>琵琶</del> 33)</p> <p>縦覧の期間                  ※周知開始通知受理後、全広告方法が開始された日から 30 日間。                  平成 30 年 1 月 22 日 (月曜日) から                  平成 30 年 3 月 5 日 (月曜日) まで← (確定次第記載要)                  (土曜日、日曜日、祝日を除く。)</p> <p>縦覧の時間                  午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)</p>
<p>説明会の開催を予定する日時及び場所</p>	<p>説明会の開催予定日時                  平成 29 年 2 月 10 日 (土曜日)                  午後 13 時 30 分から午後 14 時 30 分まで</p> <p>説明会の開催予定場所及びその収容人数                  宇治市民会館 一階 第 1 会議室 60 人収容</p>
<p>その他の事業計画の周知方法</p>	<p>平成 30 年 1 月 22 日 (月曜日) から平成 30 年 3 月 5 日 (月曜日) までの間、弊社のウェブページ (<a href="http://kyocan.com/home.html">http://kyocan.com/home.html</a>) に事業計画書を掲載する。</p>

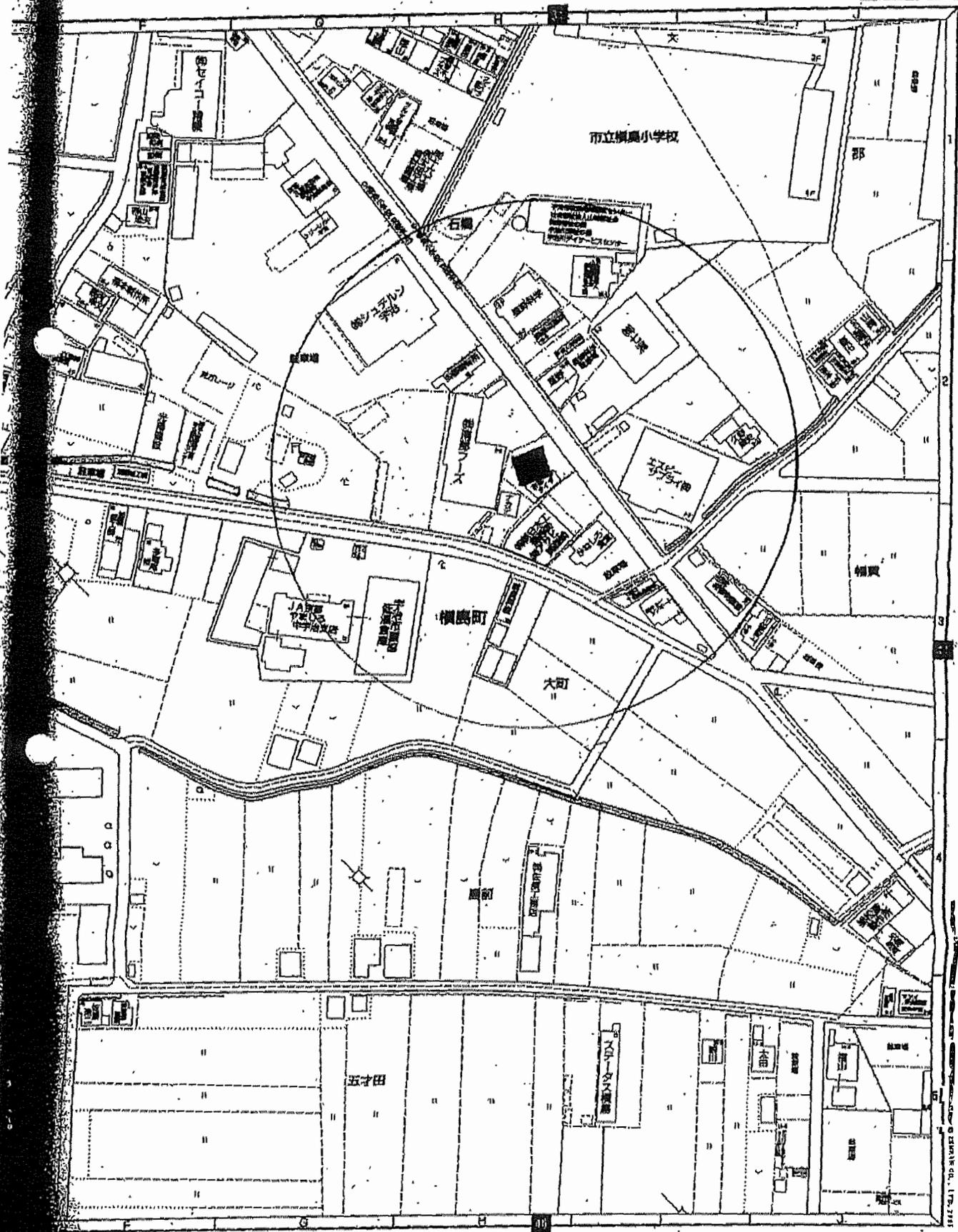
意見書の提出期限、提出先等

<p>提出期限</p>	<p>平成 30 年 3 月 19 日 (月曜日)</p>
<p>提出先</p>	<p>〒611-0021                  宇治市宇治若森 7 の 6                  京都府山城北保健所 環境室                  TEL : 0774-21-2913</p>
<p>提出方法</p>	<p>持参又は郵送 (必着) による</p>
<p>様式の入手方法</p>	<p>・ 事業計画書の縦覧の場所及び説明会の実施場所に備え付けます。                  ・ 京都府のウェブページ                  (<a href="http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html</a>) からダウンロードできます。</p>

6 その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は、京都府山城北保健所を経由して、見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
修正見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「修正見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び修正見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、この印刷物の回覧（配布）方法と同じ方法で回覧（配布）する（この掲示板に掲載する）ほか、弊社のウェブページ（ <a href="http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html</a> ）に掲載します。

33	34	35
39	40	41
45	46	47



S=1:1500  
0 10 20 30 40 50